

共通目的事業・助成事業募集要項 (2026年度募集)

授業目的公衆送信補償金制度の指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、「SARTRAS」といいます。）は、收受した補償金を授業で利用された著作物の権利者に分配する他、授業における著作物の利用をすべて把握することは困難であること等の理由から、権利者全体の利益となる共通目的事業を実施することが著作権法により義務付けられています（著作権法第104条の15第1項）。

SARTRASでは、次のとおり、2026年度共通目的事業・助成事業を広く募集します。

1. 助成対象となる事業

助成対象となる事業は、法律の定めにより、以下の（1）又は（2）あるいは両方に該当することが必要です。

- （1）著作権及び著作隣接権の保護に関する事業
- （2）著作物の創作の振興及び普及に資する事業

なお、過去の助成決定事業は、SARTRAS ウェブサイト (<https://sartras.or.jp/kobetsujigyoichiran/>) をご覧ください。

2. 助成申請者の要件

原則として、日本国内に住所地のある法人となります（個人からの申請は対象外となります）。なお、法人格を有しない団体が申請する場合は、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- （1）定款に類する規約等を有し、（2）から（4）に関する事項について規約等の定めがあること
- （2）団体の意思を決定し、執行する組織を有していること
- （3）自ら経理し、監査する等会計組織を有していること、また申請者名義の金融機関の口座を有すること
- （4）団体活動の本拠としての事務所を有していること

3. 助成事業の対象期間

2026年4月1日以降に行われ2027年3月31日までに完了する事業であること

ただし、複数年度にわたる事業の場合は、2028年3月31日までに完了する事業であれば申請が可能です。その場合、事業計画・収支予算、事業報告・決算報告等は年度ごとに提出いただくことが必要です。

4. 申請件数・申請金額

- （1）申請件数

1事業者の1事業年度当たりの申請件数は**3件以内**となります。また、複数の申請をする場合

は、複数事業を並行して行う必要性及び複数事業を執行する体制・能力を有することを記載のうえ申請してください。

(2) 申請金額

原則として事業総額の50%以内となります。事業総額の50%を超える額で申請する場合は、申請金額が必要である理由及び事業実施の必要性など特別な事情があることを記載のうえ、申請してください。

1 事業者の1事業年度当たりの助成申請額は、前年度に助成決定した金額も含め、原則として合計5,000万円以内とします。

5. 申請から結果通知まで

(1) 申請方法

申請は、SARTRAS ウェブサイトからのオンライン申請となります。

(2) 申請受付

2025年11月7日(金) 10時から 2026年1月8日(木) 17時まで(必着)

※必要記載事項に遺漏がなく、必要な添付資料の提出を確認した時点で受理となります。受理する場合は、受理順に順次メールで通知します。その際、審査月についてご案内致します。なお、応募多数の場合は、受理通知が遅くなる場合がありますので、その旨ご了承ください。

(3) 審査及び結果通知

受理された事業は、SARTRAS 理事及び学識経験者で構成される共通目的事業委員会における厳正な審議を経て、SARTRAS 理事会で助成可否を決定のうえ、その結果を通知します。

審査は、受理順に、2026年1月、2月、3月開催の共通目的事業委員会で順次実施致します。審査結果は審査月の月末までにご連絡致します。なお、応募多数の場合は審査が2026年4月以降となる場合もありますので、予めご了承ください。

6. 助成事業選定基準

助成事業は、「共通目的事業の選定及び共通目的基金の管理等に関する規程」(<https://sartras.or.jp/kyotsumokuteki/>) (以下、「共通目的事業規程」という。)の第2条、第10条及び第13条の要件全てに適合することが必要です。

また、事業の一部を第三者に委託する場合は、委託の必要性、委託内容、委託先及び委託する額などがわかる資料の提出が必要です(同規程第13条(1))。

7. 助成金の支払い

助成決定後の助成金の支払いは、原則として実費精算による一括後払いとなります。ただし、理由を付した前払いの申請があった場合は、審査により前払いを認める場合があります。

助成金の確定額は、採択時の採択額と助成割合を上限として、事業規模の変動に応じて決定します。

8. 助成事業の完了報告

助成を受けた事業者は、事業完了後 14 日以内に、SARTRAS ウェブサイト上からオンラインで報告（2026 年 5 月末システム稼働予定）してください。助成金の前払いを受けた場合はあわせて精算を行い、残金がある場合は SARTRAS に返還することが必要です。

9. 個人情報の取り扱いについて

助成事業の申請に伴い、SARTRAS が取得する個人情報は、共通目的事業の運営、管理のために使用いたします。個人情報に関するその他の取り扱いは、SARTRAS プライバシーポリシー (https://sartras.or.jp/privacy_policy/) をご参照ください。

10. 「共通目的事業・助成事業申請事務手続きマニュアル」等について

- ・申請手続きの詳細は、SARTRAS ウェブサイト上にある「2026 年度共通目的事業・助成事業申請事務手続きマニュアル」でご確認ください。
- ・完了報告手続きの詳細は、「2026 年度共通目的事業・助成事業申請完了報告手続きマニュアル」（2025 年 12 月末公開予定）でご確認ください。

11. その他

- ・2026 年度について、二次募集の実施は未定です。
- ・第三者へ再助成する事業、第三者から委託を受けた事業、申請団体の前年度財務状況が債務超過の場合等の取り扱い等留意すべき事項は、前記「2026 年度共通目的事業・助成事業申請事務手続きマニュアル」でご確認ください。
- ・今回の募集では、10 月下旬から個別相談会を開催予定です。開催日程等の詳細は後日 SARTRAS ウェブサイト (<https://sartras.or.jp/>) のお知らせ欄でご案内させていただきますので、ご希望の方はお手数ですがそちらをご確認ください。

12. 申請及び問い合わせ先

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 5F
E-mail : joseijigyo@sartras.or.jp (@は半角です)

以上